

★特殊詐欺対策機器貸出のお知らせ★

高齢者を狙った特殊詐欺に撃退効果がある 特殊詐欺対策機器を貸出しています。

◆貸出機器の主な機能◆

固定電話に接続することで、警告及び通話内容の録音・再生ができる機器です。

◆貸出対象者◆

- ・栃木市の住民基本台帳に登録されている 65 歳以上の方、又は同世帯員の方。
- ・世帯員全員の市税に滞納が無い方

◆貸出期間及び回数・費用◆

貸出期間は機器の引渡しをした日から 1 年以内で、1 世帯あたり 1 回限りです。費用は無料です。

ただし、機器の使用に係る電気料は借受者の負担となります。

◆申請方法◆

次のいずれかの方法で申請してください（オンライン申請が便利です）。

1. 申請書を窓口へ提出

交通防犯課または各総合支所地域づくり推進課窓口へ貸出申請書を提出してください。

受付時間は開庁日の午前 9 時～午後 5 時です。

2. 電子申請システムによるオンライン申請

PC やスマートフォンからオンライン申請ができます。

https://apply.e-tumo.jp/city-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1444



◆貸出可否の連絡について◆

要件を審査したうえで、貸出可否を郵送にて通知します。詳細については、通知文をご確認ください。

◆注意事項◆

数に限りがあり、機器の空き状況により貸出できないこともありますので、事前にお問い合わせください。

◆問合先◆

栃木市役所交通防犯課 ☎(21)2152

取付イメージ図

取付前：電話機に電話線がつないである



取付後：電話機と電話線の間「貸出機器」を取付ける



- ・貸出機器の取付はご自身で行ってください。
- ・貸出機器はコンセントから電気を取ることになります。電気料はご自身の負担になります。